

平成30年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

F D 4 7 4 4

署受付印
税務

受贈者の氏名

提出用

第一表の二 (平成30年分用) (第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。)

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

□ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)

| | | | | |
|--------------------|---|------------------------|--|-------------------------------|
| 住宅取得等資金の非課税分 | 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。 | | 取得した財産の所在場所等 | 住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額 |
| | 住所 | | | 平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日 |
| | フリガナ | | | |
| | 氏名 | | (直系尊属) 父 1 母 2 祖父 3 祖母 4 上記以外 5 ※図の場合に記入します。 | 平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日 |
| | 生年月日 | | | |
| | 明治1, 大正2, 昭和3, 平成4 | | 住宅取得等資金の合計額 | ③1 |
| | 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 ○フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。 | | 取得した財産の所在場所等 | 住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額 |
| | 住所 | | | 平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日 |
| | フリガナ | | | |
| | 氏名 | | (直系尊属) 父 1 母 2 祖父 3 祖母 4 上記以外 5 ※図の場合に記入します。 | 平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日 |
| 生年月日 | | | | |
| 明治1, 大正2, 昭和3, 平成4 | | 住宅取得等資金の合計額 | ③2 | |
| 非課税限度額の計算 | 住宅資金非課税限度額(注2) | 新築・取得・増改築等に 係る契約年月日 | 平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日 | ③3 |
| | 平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3) | | | ③4 |
| | 住宅資金非課税限度額の残額(③3-③4) | | | ③5 |
| 贈与者別の非課税の適用 | ③1のうち非課税の適用を受ける金額 | | | ③7 |
| | ③2のうち非課税の適用を受ける金額 | | | ③8 |
| | 非課税の適用を受ける金額の合計額(③7+③8) (③5の金額を限度とします。) | | | ③9 |
| 贈与者の課税価格に算入される額の算 | ③1のうち課税価格に算入される金額(③1-③7) (③1に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。) | | | ④0 |
| | ③2のうち課税価格に算入される金額(③2-③8) (③2に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。) | | | ④1 |

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

| | | | |
|----------------------------|---|---------|-----|
| 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 | ・ | 提出した税務署 | 税務署 |
|----------------------------|---|---------|-----|

(注2) 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。ただし、平成27年分から29年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合には、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

| | | |
|--------------------|--------------|----------------------|
| 新築・取得・増改築等に係る契約年月日 | ～平成27年12月31日 | 平成28年1月1日～平成31年3月15日 |
| 種類 | 省エネ等住宅(※) | 1,500万円 |
| | 上記以外の住宅 | 1,000万円 |
| | | 700万円 |

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

(注3) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合には、「平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(③4)」欄への記入は不要です。

| | | | |
|----------|------|----|----|
| * 税務署整理欄 | 整理番号 | 名簿 | 確認 |
|----------|------|----|----|

* 欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一) (平30.10)

平成30年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

税 務 署 受 付 印

受贈者の氏名

第一表の二 (平成30年分用) この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

控 用

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。

私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位:円)

住宅取得等資金の非課税分

贈与者別の非課税の適用

贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日
○フリガナの濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。

取得した財産の所在場所等

住所
住 所
平成 年 月 日

フリガナ
氏 名

続 柄 (直系尊属)
父 母 1
祖 父 2
祖 母 3
上 記 以 外 4
※図の場合に記入します。

生年月日 . .

住宅取得等資金を取得した年月日
住宅取得等資金の金額

平成 年 月 日

平成 年 月 日

住宅取得等資金の合計額 ③①

取得した財産の所在場所等

住所
住 所
平成 年 月 日

フリガナ
氏 名

続 柄 (直系尊属)
父 母 1
祖 父 2
祖 母 3
上 記 以 外 4
※図の場合に記入します。

生年月日 . .

住宅取得等資金を取得した年月日
住宅取得等資金の金額

平成 年 月 日

平成 年 月 日

住宅取得等資金の合計額 ③②

非課税限度額の計算

住宅資金非課税限度額(注2) 新築・取得・増改築等に
係る契約年月日 平成 年 月 日 ③③

平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3) ③④

住宅資金非課税限度額の残額 (③③-③④) ③⑤

贈与者の非課税の適用

③①のうち非課税の適用を受ける金額 ③⑦

③②のうち非課税の適用を受ける金額 ③⑧

非課税の適用を受ける金額の合計額 (③⑦+③⑧) ③⑨

③⑤の金額を限度とします。

贈与者の課税価格

③①のうち課税価格に算入される金額 (③①-③⑦) ④①

(③①に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)

③②のうち課税価格に算入される金額 (③②-③⑧) ④②

(③②に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

| | | | |
|----------------------------|-----|---------|-----|
| 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 | ・ ・ | 提出した税務署 | 税務署 |
|----------------------------|-----|---------|-----|

(注2) 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。ただし、平成27年分から29年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合には、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

| | | |
|--------------------|--------------|----------------------|
| 新築・取得・増改築等に係る契約年月日 | ～平成27年12月31日 | 平成28年1月1日～平成31年3月15日 |
| 種類 | 省エネ等住宅(※) | 1,500万円 |
| | 上記以外の住宅 | 1,000万円 |
| | | 700万円 |

※ 「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

(注3) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合には、「平成27年分から29年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(③④)」欄への記入は不要です。